

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約



## 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約

締約国は、

北太平洋における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保し、また、これを行うに当たり、当該漁業資源が存在する海洋生態系を保護することを約束し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約、千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定及び千九百九十三年十一月二十四日の保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定に反映されている関連国際法を想起し、並びに国際連合食糧農業機関の総会がその第二十八回会期において千九百九十五年十月三十一日に採択した責任ある漁業に関する行動規範及び国際連合食糧農業機関が二千年八月二十九日に採択した公海の深海における漁業の管理のための国際的な指針を考慮し、

国際連合総会が、その決議第五百号（第六十一回会期）及び決議第七十二号（第六十四回会期）において

破壊的な漁業活動による重大な悪影響からぜい弱な海洋生態系及び関連する種を保護するための措置をとるよう要請していること、並びにその決議第三十一号（第六十回会期）において、加盟国に対し、適当な場合には、千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の一般原則が公海上にのみ存在する魚類資源についても適用されるべきであることを認めるよう奨励していることに留意し、

北太平洋における海洋の生物の多様性及び生態系を理解し、並びに漁業が海産生物の種及びぜい弱な海洋生態系に与える影響を評価するため、科学的データを収集する必要性を認識し、

海洋環境に対する悪影響を回避し、生物の多様性を保全し、海洋生態系を本来のままの状態において維持し、及び漁獲操業による長期の又は回復不可能な影響の危険性を最小限にする必要性を意識し、

規制されていない底魚漁業の活動が北太平洋の公海における海産生物の種及びぜい弱な海洋生態系に対して及ぼす可能性のある悪影響を憂慮し、

さらに、責任ある漁獲活動を行うことを約束し、また、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制され

ていない漁業の活動並びにそのような漁業の活動が世界の漁業資源及びその存在する生態系の状態に与える悪影響を防止し、抑止し、及び排除するために効果的に協力することを約束して、次のとおり協定した。

### 第一条 用語

この条約の適用上、

(a) 「千九百八十二年条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

(b) 「千九百九十五年協定」とは、千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在

する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十

二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。

(c) 「底魚漁業」とは、通常の漁獲操業中に漁具が海底に接触するおそれのある漁獲活動をいう。

(d) 「コンセンサス」とは、決定が行われる際に正式の異議がないことをいう。

(e) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じて

いる国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

- (f) 「条約水域」とは、第四条1に定めるところによりこの条約が適用される水域をいう。
- (g) 「国際連合食糧農業機関の国際的な指針」とは、国際連合食糧農業機関が二千八年八月二十九日に採択した公海の深海における漁業の管理のための国際的な指針（随時修正されたもの）をいう。
- (h) 「漁業資源」とは、条約水域内において漁船によって捕獲される全ての魚類、軟体動物、甲殻類その他の海産生物の種をいい、次に掲げるものを除く。
  - (i) 千九百八十二年条約第七十七条4の規定に従って沿岸国の主権的権利の対象となる定着性の種族及び第十三条5の規定により掲げられ、又は採択されるぜい弱な海洋生態系の指標となる種
  - (ii) 降河性の種
  - (iii) 海産哺乳動物、海産の爬虫類及び海鳥
  - (iv) 国際的な漁業管理に関する既存の取極の対象とされている他の海産生物の種であって、当該取極が適用される水域内に存在するもの
- (i) 「漁獲活動」とは、次のことをいう。
  - (i) 漁業資源を実際に探知し、若しくは採捕し、又は探知し、若しくは採捕しようとすること。

(ii) 目的のいかんを問わず、漁業資源を探知し、又は採捕する結果になると合理的に予想し得る活動に従事すること。

(iii) 海上において漁業資源を加工し、及び海上又は港において漁業資源を転載すること。

(iv) (i)から(iii)までに定める活動を直接に補助し、又は準備するために海上において作業すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は漁船の安全に関する緊急事態に関係する作業を除く。

(j) 「漁船」とは、漁獲活動に従事するために使用され、又は使用されることを目的とする船舶（魚類加工船、支援船、運搬船その他漁獲活動に直接従事する船舶を含む。）をいう。

(k) 「IUU漁業」とは、二千一年の国際連合食糧農業機関の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画3に掲げる活動並びに委員会が決定するその他の活動をいう。

(l) 「予防的な取組方法」とは、千九百九十五年協定第六条に規定する予防的な取組方法をいう。

(m) 「地域的な経済統合のための機関」とは、当該機関の構成国からこの条約の対象となる事項に関する権限（当該事項に関しその構成国を拘束する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けた地域的な経済統

合のための機関をいう。

- (n) 「転載」とは、条約水域において採捕された漁業資源又は漁業資源の製品を海上又は港において漁船から他の漁船に積み卸すことをいう。

## 第二条 目的

この条約は、条約水域における漁業資源が存在する北太平洋の海洋生態系を保護しつつ、当該漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

## 第三条 一般原則

この条約の目的を実現するに当たり、状況に応じ単独又は共同で、次に掲げる措置をとらなければならない。

- い。
- (a) 漁業資源の最適な利用を促進し、及び漁業資源の長期的な持続可能性を確保すること。
- (b) 漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告される国際的な最低限度の基準（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なものいずれであるかを問わない。）を考慮して最大持続生産量を実現することができる水準に漁業資源を維持し、又は回復することを確保するため、入手可能な最良の科学

的情報に基づく措置を採択すること。

(c) 予防的な取組方法及び漁業に関する生態系を重視する取組方法並びに国際法の関連規則（特に、千九百八十二年条約、千九百九十五年協定その他関連する国際文書に反映されているもの）に従い、措置を採択し、実施すること。

(d) 漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種に対して漁獲活動が及ぼす影響を評価し、必要な場合には、これらの種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、又は回復するため、これらの種についての保存管理措置を採択すること。

(e) 関連する国際的な基準又は指針（国際連合食糧農業機関の国際的な指針を含む。）を考慮し、特に弱い弱な海洋生態系への著しい悪影響を防ぐことによって、海洋環境における生物の多様性を保全すること。

(f) 濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、又は排除すること並びに漁獲努力量の水準又は漁獲量の水準が入手可能な最良の科学的情報に基づくものであり、かつ、漁業資源の持続可能な利用に応じた水準を超える

ないことを確保すること。

(g) 漁獲活動に関する完全かつ正確なデータ（条約水域内の全ての漁獲対象種及び非漁獲対象種に関するものを含む。）が、適時にかつ適当な方法により、収集され、及び共有されることを確保すること。

(h) 漁獲努力量の拡大、新規の若しくは試験的な漁業の展開又は既存の漁業のために使用される漁具の変更について、このような漁獲活動が漁業資源の長期的な持続可能性に及ぼす影響についての事前の評価なしに、また、当該漁獲活動が弱い海洋生態系に著しい悪影響を及ぼすこととならない旨の決定なしに実施されないことを確保すること、又はそのような悪影響を防ぐために当該漁獲活動が管理されること若しくは当該漁獲活動の実施が許可されないことを確保すること。

(i) 千九百九十五年協定第七条の規定に従い、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）の保存管理措置であって公海について定められるもの及び国の管轄の下にある水域について定められる当該保存管理措置が、当該魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものであることを確保すること。

(j) 保存管理措置の遵守を確保すること並びに違反について適用される制裁が、遵守を確保する上で効果

的であるため、場所のいかんを問わず違反を防止するため及び違反を犯した者から違法な活動によつて生ずる利益を没収するために十分に厳格なものであることを確保すること。

(k) 選択性を有し、環境上安全で、かつ、費用対効果の大きい漁具及び漁法の開発及び使用を実行可能な範囲で含む措置をとることにより、漁船に起因する汚染及び廃棄物、漁獲物の投棄、紛失され、又は遺棄された漁具による漁獲並びに他の種及び海洋生態系への影響を最小限にすること。

(1) 公正な、透明性のある、かつ、非差別的な態様で、国際法に反することなく、この条約を適用すること。

#### 第四条 適用水域

1 この条約は、ベーリング海の公海の水域及び一の国の排他的経済水域によつて囲まれている他の公海の水域を除くほか、北太平洋の公海の水域について適用する。この適用水域は、北緯二十度にある北マリアナ諸島連邦の周囲のアメリカ合衆国の管轄の下にある水域の海側の境界から東へ次に掲げる座標を結ぶ線によつて南側を区切られるものとする。

北緯二十度東経百八十度

北緯十度東經百八十度

北緯十度西經百四十度

北緯二十度西經百四十度

そこから東へメキシコの漁業管轄権の下にある水域の海側の境界まで

2 この条約のいかなる規定又はこの条約に基づいて行われるいかなる行為若しくは活動も、締約国が主張する水域の法的地位及び範囲に関し、当該締約国の主張又は立場に承認を与えるものではない。

#### 第五条 委員会の設立

1 北太平洋漁業委員会（この条約において「委員会」という。）を設立する。委員会は、この条約に基づいて任務を遂行する。各締約国は、委員会の構成国となる。

2 この条約に規定する漁業主体は、附属書に従い委員会の活動に参加することができる。委員会の活動への漁業主体の参加は、千九百八十二年条約を含む国際法の一般に認められた適用から逸脱するものではない。

3 委員会は、その決定する時期及び場所において少なくとも二年に一回通常会合を開催するものとし、こ

の条約に基づいてその任務を遂行するために必要な他の会合を開催することができる。

4 委員会の構成国は、委員会の会合を要請することができるものとし、当該会合は、委員会の構成国の過半数の同意を得て招集される。議長は、委員会の構成国と協議の上決定する時期及び場所において、適時に当該会合を招集する。

5 委員会は、締約国の代表から議長及び副議長各一人を選出するものとし、議長及び副議長は、異なる締約国の代表とする。議長及び副議長は、その任期を二年とし、再選される資格を有するが、同じ地位において四年を超える期間、継続して在任してはならない。議長及び副議長は、後任者が選出されるまでの間、在任する。

6 委員会は、委員会及びその補助機関の会合の開催頻度、期間及び日程について、費用対効果の原則を適用する。

7 委員会は、国際法上の法人格並びにその任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。委員会及びその職員が締約国の領域内で享受する特権及び免除は、委員会と当該締約国との間の合意によって決定する。

8 委員会及び補助機関の全ての会合は、委員会が採択する手続規則に従って承認されたオブザーバーによる参加のために開放する。関連文書は、手続規則に従って一般に入手可能なものとする。

9 委員会は、事務局長その他の委員会が必要とする職員によって構成される常設の事務局を設置することができ、又は役務の提供のために既存の機関の事務局との間で契約上の取決めを締結することができる。事務局長は、締約国の承認を得て任命される。

#### 第六条 補助機関

1 科学委員会及び技術・遵守委員会を設置する。委員会は、この条約の目的の達成を支援するため、他の補助機関をコンセンサス方式によって随時設置することができる。

2 補助機関は、各会合の後、委員会に対し、その活動についての報告書（適当な場合には、委員会に対する助言及び勧告を含む。）を提出する。

3 補助機関は、作業部会を設置することができるものとし、委員会が作成する指針に従い外部の助言を求めることができる。

4 補助機関は、委員会に対して責任を負うものとし、委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、委員会

の手續規則に従って運営される。

#### 第七条 委員会の任務

1 委員会は、第三条に定める原則に従い、かつ、入手可能な最良の科学的情報及び科学委員会の助言に基づいて、次のことを行う。

- (a) 条約水域内における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置（委員会が決定する漁業資源についての総漁獲可能量又は許容される総漁獲努力量を含む。）を採択すること。
- (b) 総漁獲可能量及び許容される総漁獲努力量の水準が科学委員会の助言及び勧告に基づくものであることを確保すること。
- (c) 必要な場合には、漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種についての保存管理措置を採択すること。
- (d) 必要な場合には、漁業資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種についての管理のための戦略であつて、この条約の目的を達成するために必要なものを採択すること。

- (e) 条約水域におけるぜい弱な海洋生態系への著しい悪影響を防ぐため、次に掲げる措置を含む保存管理措置を採択すること。
- (i) 漁獲活動が特定の水域のぜい弱な海洋生態系に著しい悪影響を及ぼすこととなるか否かを決定するため、当該漁獲活動の影響についての評価を実施し、及び検討するための措置
- (ii) 通常の底魚漁業の活動におけるぜい弱な海洋生態系との予想外の遭遇に対処するための措置
- (iii) 適当な場合には、漁獲活動を行わない場所を特定する措置
- (f) 既存の漁業への参加（漁獲の機会の配分によるものを含む。）の性質及び範囲を決定すること。
- (g) 条約水域における新規の漁業に係る条件並びに当該漁業への参加（漁獲の機会の配分によるものを含む。）の性質及び範囲をコンセンサス方式によって定めること。
- (h) この条約の対象となる漁業資源の長期的な持続可能性を確保する必要性に反しない方法で、新たな締約国の漁業上の利益に配慮するための方法について合意すること。
- 2 委員会は、効果的な監視、規制及び監督並びにこの条約及びこれに基づいて採択される措置の遵守及び実施を確保するための措置を採択する。このため、委員会は、次のことを行う。

- (a) 条約水域内において採捕された漁業資源及び当該漁業資源の製品の転載を規制し、及び監視するための手続（転載の場所及び量の委員会への通報を含む。）を定めること。
- (b) 関連する国際的な基準及び指針を考慮に入れつつ、北太平洋漁業オブザーバー計画（以下「オブザーバー計画」という。）を作成し、実施すること。
- (c) 条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査のための手続を定めること。
- (d) 委員会が採択する保存管理措置の実施を確保するための効果的な監視、規制及び監督のための適切な協力の仕組み（IUU漁業を防止し、抑止し、及び排除するための仕組みを含む。）を設けること。
- (e) 条約水域において漁獲活動に従事する船舶の移動及び活動についてリアルタイム衛星船位測定送信機を使用して報告するため、委員会の構成国のための基準、仕様及び手続を作成し、当該手続に従い、委員会の構成国の衛星による船舶監視システムから収集するデータの適時の配布について調整すること。
- (f) 条約水域内において漁業資源を採捕しており、又は採捕する計画を有する漁船の条約水域への入域及び条約水域からの出域が委員会に適時に通報されるための手続を定めること。
- (g) 適当な場合には、IUU漁業を防止し、抑止し、及び排除するため、市場に関連する非差別的な措置

であつて国際法に適合するものを定めること。

(h) この条約及びこれに基づいて採択される措置の遵守を検討するための手続を定めること。

3 委員会は、次のことを行う。

(a) コンセンサス方式により、委員会の会合の運営及びその任務の遂行のための規則（手続規則、財政規則その他規則を含む。）を採択し、又は必要に応じて改正すること。

(b) 科学委員会、技術・遵守委員会及び必要に応じ他の補助機関についての業務計画及び付託事項を採択すること。

(c) 漁業資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種の保存及び管理並びにぜい弱な海洋生態系に漁獲活動が及ぼす影響の評価及び当該影響への対処に關し、委員会が決定を行う必要がある場合には、当該決定の科学上の根拠に關する問題を科学委員会に付託すること。

(d) 条約水域における実験的、科学的及び試験的な漁獲活動についての条件を定めること並びに漁業資源、ぜい弱な海洋生態系及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若し

くは関連する種に関する科学的調査に係る協力の範囲を決定すること。

(e) ぜい弱な海洋生態系の指標となる種であつて当該種を対象とする漁獲が禁止されるものの一覧表を採択し、随時改正すること。

(f) 委員会の対外関係を管理すること。

(g) この条約の目的を促進するため、必要なその他の任務を遂行し、及びその他の活動を行うこと。

#### 第八条 意思決定

1 委員会は、原則として、コンセンサス方式によってその意思決定を行う。

2 この条約がコンセンサス方式によって意思決定を行わなければならないと明示的に規定する場合を除くほか、議長がコンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われたと認める場合には、

(a) 手続問題についての委員会の決定は、賛成票又は反対票を投ずる委員会の構成国の過半数による議決で行う。

(b) 実質問題についての決定は、賛成票又は反対票を投ずる委員会の構成国の四分の三以上の多数による議決で行う。

3 ある問題が実質問題であるか否かが争点となる場合には、その問題を実質問題として取り扱う。

4 決定は、その議決の際に委員会の構成国の三分の二以上が出席する場合を除くほか、行われぬ。

#### 第九条 委員会の決定の実施

1 委員会による拘束力を有する決定は、次の方法によって効力を生ずる。

(a) 委員会の議長は、委員会による決定の採択の後、当該決定を書面により、委員会の全ての構成国に速やかに通告する。

(b) 決定は、当該決定に別段の定めがない限り、委員会による当該決定の採択についての(a)の規定に基づく議長の通告に明記する送付の日の後九十日で、委員会の全ての構成国について拘束力を生ずる。

(c) 委員会の構成国は、決定について、当該決定がこの条約、千九百八十二年条約若しくは千九百九十五年協定に適合しないこと又は当該決定が当該構成国を法律上若しくは事実上不当に差別するものであることのみを理由として、異議を申し立てることができる。

(d) 委員会の構成国が異議を申し立てる場合には、当該構成国は、委員会の議長に対し、決定が(b)の規定に基づき拘束力を生ずる日の少なくとも二週間前に書面によりその旨を通告する。この場合には、当該

構成国は、その通告によって表明した範囲において当該決定に拘束されない。もつとも、当該決定は、委員会が別段の決定を行わない限り、他の全ての構成国に対して引き続き拘束力を有する。

(e) (d)の規定に基づいて通告を行う委員会の構成国は、決定について、この条約、千九百八十二年条約若しくは千九百九十五年協定に適合しないか又は当該構成国を法律上若しくは事実上不当に差別するものであるかのいずれかを特定するとともに、そのような立場をとる理由について書面による説明を提供する。当該構成国は、また、自己が異議を申し立てた決定と同等の効果を有し、かつ、同一の日から適用される代替的な措置を採用し、及び実施しなければならない。

(f) 議長は、(d)及び(e)の規定に基づいて受領した通告及び説明の詳細を委員会の全ての構成国に対して速やかに送付する。

(g) 委員会のいずれかの構成国が(d)及び(e)の規定による手続を援用した場合には、委員会は、他の構成国の要請により、異議が申し立てられた決定について検討するための会合を開催する。委員会は、問題となつている事項に関して助言を得るため、漁業に関する国際法及び地域的な漁業管理のための機関の運営について十分な知識を有する二以上の専門家であつて、委員会の構成国の国民でないものを委員会の

費用負担により当該会合に招請する。これらの専門家の選定及び活動は、委員会が採択する手続に従って行われる。

(h) 委員会は、その会合において、委員会の構成国が申し立てた異議について特定した理由が正当化されるか否か及び採用された代替的な措置が当該異議が申し立てられた決定と同等の効果を有するか否かについて検討する。

(i) 異議が申し立てられた決定が当該異議を申し立てた委員会の構成国を法律上又は事実上差別するものでなく、かつ、この条約、千九百八十二年条約又は千九百九十五年協定に反しないと委員会が認める場合であっても、代替的な措置が当該決定と同等の効果を有するものであり、委員会がそのような措置として認めるべきものであるときは、当該代替的な措置は、当該決定に代わるものとして当該異議を申し立てた構成国を拘束する。

(j) 異議が申し立てられた決定が当該異議を申し立てた委員会の構成国を法律上又は事実上差別するものでなく、かつ、この条約、千九百八十二年条約又は千九百九十五年協定に反しないと委員会が認める場合において、代替的な措置が当該決定と同等の効果を有するものでないときは、当該異議を申し立てた

構成国は、次のいずれかのことを行うことができる。

- (i) 委員会による検討のため、異なる代替的な措置を提示すること。
  - (ii) 四十五日以内に自己が異議を申し立てた最初の決定を実施すること。
  - (iii) 第十九条又は附属書4の規定に従って紛争解決手続を開始すること。
- 2 1に規定する異議を申し立てる権利を援用する委員会の構成国は、いつでもその異議の申立ての通告を撤回することができるものとし、決定が既に効力を生じているものである場合には直ちに、その他の場合には当該決定がこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、当該決定に拘束される。

#### 第十条 科学委員会

1 科学委員会は、委員会の最初の通常会合において採択され、随時改正される科学委員会に対する付託事項に従い、科学上の助言を与え、及び勧告を行う。

2 科学委員会は、委員会が別段の決定をしない限り、少なくとも二年に一回、委員会の通常会合に先立つて会合する。

3 科学委員会は、コンセンサス方式によって報告書を採択するためにあらゆる努力を払う。あらゆる努力

を払ったにもかかわらずコンセンサスに達することができなかつた場合には、報告書には、多数意見及び少数意見を記載しなければならず、また、報告書の全部又は一部についての構成国の代表の異なる意見を記載することができる。

#### 4 科学委員会の任務は、次のとおりとする。

- (a) 委員会に調査計画（科学の専門家又は適当な場合には他の機関若しくは個人が取り扱う特定の問題及び項目を含む。）を勧告すること並びに必要なデータを特定し、及びそのための活動を調整すること。
- (b) 条約水域における漁業資源の状況に関する科学的な評価を定期的に計画し、実施し、及び検討すること、当該漁業資源の保存及び管理のために必要な措置を特定すること並びに委員会に助言を与え、及び勧告を行うこと。
- (c) 関連情報を収集し、分析し、及び頒布すること。
- (d) 漁業資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種に漁獲活動が及ぼす影響を評価すること。
- (e) ぜい弱な海洋生態系を特定するための手続（特定するための関連する基準を含む。）を作成すること

並びに入手可能な最良の科学的情報に基づき、秘密の情報を保護する必要性を十分に考慮して、当該海洋生態系の存在が知られており、又は見込まれる水域又は地形を特定し、これに関連して底魚漁業の場所を特定すること。

(f) ぜい弱な海洋生態系の指標となる種であつて当該種を対象とする漁獲が禁止されるものを追加的に特定し、委員会に通報すること。

(g) 底魚漁業の活動が特定の水域においてぜい弱な海洋生態系又は海産生物の種に著しい悪影響を及ぼすおそれがあるか否かを国際連合食糧農業機関の国際的な指針等の国際的な基準に基づいて決定するために科学に基づく基準を定め、及びそのような影響を回避するための措置について勧告を行うこと。

(h) 評価、決定及び保存管理措置について検討し、並びにこの条約の目的を達成するために必要な勧告を行うこと。

(i) 委員会による採択のため、条約水域における漁業資源、漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種及び漁獲活動に関するデータの収集、検証、報告、保全、交換、利用及び配布についての規則及び基準を作成すること。

(j) 可能な範囲で、保存管理措置の代替案に関する分析であつて、それぞれの代替案が委員会により既に採択され、又は検討されている管理のための戦略の目的をどの程度達成することとなるかを予測するものを委員会に提供すること。

(k) その他の科学的な助言であつて科学委員会が適当と認めるもの又は委員会が必要とするものを委員会に提供すること。

5 科学委員会は、4 (i)の規定に基づいて委員会が採択する規則及び基準並びに第二十一条の規定に従い、他の関連する科学機関又は科学に関する枠組みと相互に関心を有する事項について情報を交換することができる。

6 科学委員会は、条約水域を対象とする他の科学機関及び科学に関する枠組みの活動を重複して行わない。

#### 第十一条 技術・遵守委員会

1 技術・遵守委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 委員会が採択する保存管理措置の遵守を監視し、及び検討すること並びに必要に応じて委員会に勧告

を行うこと。

(b) 委員会が採択する監視、規制、監督及び取締りのための協力的措置の実施状況について検討すること並びに必要な応じて委員会に勧告を行うこと。

2 委員会は、技術・遵守委員会がその最初の会合を開催する時期を決定する。その後は、技術・遵守委員会は、委員会が別段の決定を行わない限り、少なくとも二年に一回、委員会の通常会合に先立って会合する。

3 技術・遵守委員会は、コンセンサス方式によって報告書を採択するためにあらゆる努力を払う。あらゆる努力を払ったにもかかわらずコンセンサスに達することができなかった場合には、報告書には、多数意見及び少数意見を記載しなければならず、また、報告書の全部又は一部についての構成国の代表の異なる意見を記載することができる。

4 技術・遵守委員会は、その任務の遂行に当たり、次のことを行う。

(a) 委員会が採択する条約水域における保存管理措置及び適当な場合には隣接する水域における補完的措置を委員会の構成国が実施する方法について、情報交換のための場を設けること。

- (b) 取締り（取締りにおける努力、戦略及び計画を含む。）についての情報交換のための場を設けること。
  - (c) この条約の規定及びこの条約に基づいて採択された措置に対する違反を監視し、調査し、及び処罰するために委員会の構成国がとった措置について、当該構成国から報告を受けること。
  - (d) 保存管理措置の遵守の程度に関する調査結果又は結論について委員会に報告すること。
  - (e) 監視、規制、監督及び取締りに関する事項について委員会に勧告すること。
  - (f) 監視、規制及び監督を目的とするデータその他の情報の利用を規律する規則及び手続を作成すること。
  - (g) 委員会が付託するその他の事項について検討し、又は調査すること。
- 5 技術・遵守委員会は、委員会が随時採択する手続及び指針に従ってその任務を遂行する。
- 第十二条 予算
- 1 委員会の構成国は、委員会及び補助機関の会合への出席に係る自国の経費を負担する。
  - 2 委員会は、各通常会合において、コンセンサス方式により、その後の二年分の各年について年次予算を

採択する。事務局長は、年次予算案が審議される委員会の通常会合の六十日前までに、分担金の額の表とともに当該年次予算案を構成国に送付する。委員会がいずれかの年の年次予算の採択についてコンセンサスに達することができない場合には、その年の予算は、前年の委員会の予算と同一のものとする。

3 予算は、委員会がコンセンサス方式によって採択する算定方式により、委員会の構成国の間で分担する。委員会の構成国は、いずれかの会計年度中に構成国となったときは、構成国となった日から当該会計年度の末日までの期間における残余の完全な月数に比例する額の分担金を支払う。

4 事務局長は、委員会の構成国に分担金の額を通報する。分担金は、その通報が行われた日の後四箇月以内に、委員会の事務局が所在する国の通貨で支払う。期限を遵守することができない委員会の構成国は、委員会にその理由を説明する。

5 二年連続して分担金の全額を支払っていない委員会の構成国は、委員会に対する財政的義務を履行するまで、委員会による決定に参加する権利を有しないものとし、委員会が行ういかなる決定にも異議を申し立てることができない。

6 委員会の会計は、委員会の選任する外部の会計検査の専門家が、毎年、検査する。

## 第十三条 旗国の義務

- 1 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船について次のことを確保するために必要な措置をとる。
  - (a) 条約水域において操業する当該漁船がこの条約及びこれに基づいて採択される措置を遵守すること並びに当該措置の実効性を損なう活動に従事しないこと。
  - (b) 条約水域に隣接する他国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲活動を行わないこと。
- 2 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船のいずれについても、自国の一又は二以上の適当な当局が許可を与えない限り、当該漁船が条約水域において漁獲活動に使用されることを認めない。締約国は、この条約、千九百八十二年条約及び千九百九十五年協定に基づく自国の旗を掲げる権利を有する船舶に関する責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該船舶を条約水域における漁獲活動のために使用することを許可する。
- 3 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船による漁獲活動であつて、この条約の規定、この条約に基づいて採択される措置及び2に規定する許可に違反するものが自国の法的枠組みの下で違反を構成することを確保する。

4 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船であつて条約水域における漁獲活動に従事するものに対し、次のことを要求する。

(a) 条約水域にある間、第七条2(e)の規定に従つて作成する手続に従い、リアルタイム衛星船位測定送信機を使用すること。

(b) 第七条2(f)の規定に従つて作成する手続に従い、条約水域への入域及び条約水域からの出域の意思を委員会に通報すること。

(c) 第七条2(a)の規定に従い転載の規制及び監視のための手続が委員会によつて採択されるまでの間、条約水域内で採捕された漁業資源及び当該漁業資源の製品の全ての転載の位置を委員会に通報すること。

5 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶が次に掲げる目及び種を対象とする漁獲に従事することを禁止する。

ウミトサカ目、ツノサンゴ目、ヤギ目及びイシサンゴ目並びにぜい弱な海洋生態系の指標となる他の種であつて科学委員会が随時特定し、委員会が採択するもの

6 締約国は、第七条2(b)の規定に従つて作成するオブザーバー計画に従い、条約水域において操業する自

国の旗を掲げる権利を有する漁船上にオブザーバーを配置する。条約水域において底魚漁業に従事する漁船は、その百パーセントがオブザーバー計画の対象となる。条約水域において他の種類の漁獲活動に従事する漁船については、委員会が決定する水準の範囲内でオブザーバーの配置の対象となる。

7 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船が、第七条2(c)の規定に従って委員会が採択する条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査のための手続に従い、正当に権限を与えられた検査官による乗船を受け入れることを確保する。正当に権限を与えられた検査官は、当該手続に従う。

8 この条約の効果的な実施のため、締約国は、次のことを行う。

(a) 委員会が採択する情報に関する要件、規則、基準及び手続に従い、自国の旗を掲げる権利を有し、かつ、条約水域において漁獲活動に使用することを許可された漁船を記載する漁船記録を保持すること。

(b) この8の規定により保持することが義務付けられる漁船記録に記載する各漁船について、委員会が定める手続に従い、委員会が決定する情報を毎年委員会に提供するとともに、そのような情報に何らかの修正を行う場合には、当該修正を速やかに委員会に通報すること。

(c) 第十六条の規定により要求される年次報告の一部として、前歴年において漁獲活動を行った漁船記録

に記載する漁船の名称を委員会に提供すること。

9 締約国は、また、次の情報を速やかに委員会に通報する。

(a) 漁船記録への追加

(b) 漁船記録からの削除及びこれが次に掲げるいずれの理由によるものであるかの特定

(i) 漁獲を行うことの許可についての漁船の所有者又は操業者による任意の放棄

(ii) 2の規定に基づいて漁船に与えられた漁獲を行うことの許可を取り消し、又はその更新を行わないこと。

(iii) 漁船が自国の旗を掲げる権利を失ったという事実

(iv) 漁船の解撤、操業の中止又は喪失

(v) その他の理由（通報に当該理由の具体的な説明を含める。）

10 委員会は、8及び9の規定に従って提供された情報に基づき、漁船についての独自の記録を保持する。

委員会は、締約国の国内慣行に従って個人情報秘密の保護を必要を十分に考慮して合意される方法により、当該記録を一般に入手可能なものとする。委員会は、更に、要請に応じ、委員会の記録に記載さ

れる船舶についての情報であつて他の方法により一般に入手可能とならないものを締約国に提供する。

11 自国の旗を掲げる権利を有する漁船が条約水域において漁獲を行ったいずれかの年について第十六条3の規定により要求されるデータ及び情報を提出しない締約国は、当該データ及び情報を提供するまで関連する漁業に参加してはならない。委員会が採択する手続規則は、この11の規定の実施についての追加的な指針を定める。

#### 第十四条 寄港国の義務

1 締約国は、国際法に従い、小地域的、地域的及び世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置をとる権利及び義務を有する。

2 締約国は、次のことを行う。

(a) 条約水域において漁獲活動に従事した漁船による入港及び港の使用に関し、委員会が採択する寄港国の措置（特に、漁業資源の陸揚げ及び転載、漁船並びに船上の書類、漁獲物及び漁具の検査並びに港におけるサービスの利用に関するものを含む。）を実施すること。

(b) 漁船が当該締約国の港に任意に寄港し、かつ、当該漁船の旗国がこの条約及び委員会が採択する保存

管理措置の遵守を確保するため当該締約国に対して援助の提供を要請する場合には、合理的に実行可能な限り、当該締約国の国内法及び国際法に従い、当該旗国に援助を提供すること。

3 締約国は、自国の港を使用する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に違反したと認める場合には、関係する旗国、委員会、他の関係国及び適当な国際機関にその旨を通報する。当該締約国は、当該旗国及び適当な場合には委員会に対し、その事案についての十分な資料（検査の記録を含む。）を提供する。

4 この条のいかなる規定も、締約国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使すること（自国の領域内の港への入港を拒否する権利及びこの条約に基づいて委員会が採択する寄港国の措置よりも厳しい寄港国の措置をとる権利を含む。）に影響を及ぼすものと解してはならない。

#### 第十五条 漁業主体の義務

第十三条並びに前条2及び3の規定は、附属書に従い確たる約束を表明した漁業主体について準用する。

#### 第十六条 データの収集、編集及び交換

1 委員会は、千九百九十五年協定附属書I並びに第十条及び第十一条の関連する規定を十分に考慮し、特

に次の事項について、基準、規則及び手続を作成する。

- (a) 委員会の構成国による全ての関連するデータの収集、検証及び委員会への適時の報告
- (b) 最良の科学上の助言の提供を可能とすることを確保するため、効果的な資源評価を容易にするための正確かつ完全なデータを委員会が編集し、及び管理すること。

- (c) 委員会の構成国の間で並びに他の地域的な漁業管理のための機関及び枠組みその他関係する機関との間で、適当な場合には配布のため情報を集中させ、単一の様式に統合することを目的として、データ（IUU漁業に従事する船舶に関するデータ及び適当な場合にはそのような船舶の実質的な所有に関するデータを含む。）を交換すること。

- (d) 地域的な漁業管理のための機関及び枠組みの間における資料の作成及びデータの共有の調整（船舶の登録及び該当する場合には市場に関連する措置に関するデータの交換のための手続を含む。）の円滑化
- (e) 委員会の構成国によるデータの収集及び交換に係る要件の遵守について定期的な監査を行い、そのような監査において特定される違反に対処すること。

2 委員会は、条約水域において操業する漁船の数、この条約の下で管理される漁業資源の状況、漁業資源

に係る評価、条約水域における調査計画並びに地域的及び世界的な機関との間の協力の取組について、データを一般に入手可能なものとすることを確保する。

3 委員会は、委員会の構成国が提出する年次報告の様式を定める。委員会の構成国は、委員会に対し、当該様式に従い年次報告を遅滞なく提出する。年次報告には、委員会の構成国が委員会が採択する保存管理措置並びに監視、規制、監督及び取締りの手続をどのように実施したかについての説明（次条の規定に関して当該構成国がとった措置の結果を含む。）並びに委員会が決定する追加的な項目に関する情報を含む。

4 委員会は、適当な場合には秘密を保持しつつ、委員会の構成国の国内慣行を十分に考慮して、データ（リアルタイム衛星船位測定送信機を通じて報告されるデータを含む。）の保全、利用及び配布を確保するための規則を定める。

#### 第十七条 遵守及び取締り

1 委員会の構成国は、この条約の規定及び委員会による関連する決定を実施する。

2 委員会の構成国は、自己の発意により、又は委員会の他の構成国から要請があり、かつ、関連情報が提

供される場合には、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に違反したとの申立てを十分に調査する。

3 委員会の構成国の旗を掲げる権利を有する漁船によるこの条約の規定又はこの条約に基づいて採択される措置に対する違反の容疑に関して十分な情報が入手可能である場合には、当該構成国は、

(a) 当該違反の容疑について速やかに通報される。

(b) 自国の法令に従い、適切な措置（手続を遅滞なく開始し、及び、適切な場合には、当該漁船を抑留することを含む。）をとる。

4 委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する重大な違反を犯したことが自国の法律によって確定した場合には、当該漁船に対して操業を停止するよう命じ、及び、適切な場合には、条約水域から直ちに離れるよう命ずる。当該構成国は、当該漁船が当該違反について自国によって課された全ての制裁に従うまでの間、漁業資源について条約水域における漁獲活動に従事しないことを確保する。

5 この条の規定の適用上、重大な違反とは、千九百九十五年協定第二十一条11(a)から(h)までに規定する違

反その他委員会が決定する違反をいう。

6 この条約が効力を生じてから三年以内に委員会が条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査のための手続に合意することができない場合には、千九百九十五年協定第二十一条及び第二十二条の規定をこの条約の一部であるとみなして適用する。条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査並びにその後の取締措置は、これらの条に定める手続及び委員会が決定する追加的な実際的手続に従ってとられる。

7 旗国の第一義的な責任に影響を及ぼすことなく、委員会の構成国は、自国の法律に従い、次のことを行う。

(a) 最大限度可能な範囲で、自国民及び自国民が所有し、運航し、又は管理する漁船によるこの条約及び委員会が採択する保存管理措置の遵守を確保するため、措置をとり、及び協力すること。

(b) 自己の発意により、又は委員会の他の構成国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場合には、自国民又は自国民が所有し、運航し、若しくは管理する漁船によるこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する違反の容疑について速やかに調査すること。

8 全ての調査及び司法上の手続は、速やかに実施されるものとする。委員会の構成国の関連する国内法令に定める制裁は、遵守を確保する上で効果的であるため及び場所のいかんを問わず違反を防止するために十分に厳格なものとし、また、違反を犯した者から違法な活動によって生ずる利益を没収するものとする。

9 2から4まで又は7の規定に基づいて実施する調査の進展に関する報告（違反の容疑に関してとられ、又はとることを提案された措置の詳細を含む。）は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも要請の後二箇月以内に、要請を行った委員会の構成国及び委員会に提供される。調査の結果に関する報告は、調査が終了した時に、要請を行った委員会の構成国及び委員会に対して提供される。

10 この条の規定は、次の権利を害するものではない。

(a) 委員会の構成国の漁業に関する国内法令に基づく権利

(b) この条約、千九百八十二年条約又は千九百九十五年協定に抵触しない関連する二国間又は多数国間の協定に定める遵守及び取締りに関する規定についての締約国の権利

## 第十八条 透明性

委員会は、意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。この条約の実施に関連する事項に関心を有する政府間機関及び非政府機関の代表は、オブザーバーとして、又は委員会の構成国が適当と認め、かつ、委員会が採択する手続規則に定める他の資格で、委員会及びその補助機関の会合に参加する機会を与えられる。当該手続規則は、当該会合への参加に関して不当に制限的であってはならない。当該政府間機関及び非政府機関は、委員会が採択する規則及び手続に従い、適当な情報を適時に入手することができる。委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、保存管理措置その他委員会又は補助機関が決定する措置又は事項は、一般に入手可能なものとする。

#### 第十九条 紛争の解決

千九百九十五年協定第八部に定める紛争の解決に関する規定は、締約国（千九百九十五年協定の締約国であるか否かを問わない。）間の紛争について準用する。

#### 第二十条 非締約国との協力

1 委員会の構成国は、この条約の非締約国の旗を掲げる権利を有する漁船の条約水域における活動に関する情報を交換する。

2 委員会は、この条約の非締約国の国民又は当該非締約国の旗を掲げる権利を有する漁船によって行われた活動がこの条約の目的の達成に影響を及ぼすと認める場合には、当該非締約国の注意を喚起する。

3 委員会は、2に規定する非締約国に対して、締約国となることにより、又は委員会が採択する保存管理措置の適用に同意することにより、委員会と十分に協力するよう要請する。協力的な非締約国は、委員会が定める条件に従い、特に、関連する漁業資源に関する保存管理措置の遵守についての約束及びその遵守の記録並びに委員会に対する財政上の貢献に応じて、漁業への参加による利益を享受することができる。

4 委員会の構成国は、この条約の非締約国の旗を掲げる権利を有する漁船が委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう活動を行うことを抑止するため、この条約、千九百八十二年条約、千九百九十五年協定その他の関連する国際法に適合する措置をとる。

5 委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶がこの条約の遵守を回避する目的でこの条約の非締約国に登録を移転することを防止するため、自国の法律に従って適当な措置をとる。

#### 第二十一条 他の機関又は枠組みとの協力

1 委員会は、適当な場合には、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の専門機関及び関係する地域的な

機関又は枠組み（特に、条約水域付近の海域又は条約水域に隣接する海域における漁業について責任を有する地域的な漁業管理のための機関又は枠組み）と相互の関心事項について協力する。

2 委員会は、条約水域に隣接する水域について又はこの条約の対象とならない漁業資源、漁獲対象資源と同一の生態系に属する種若しくは漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種について権限を有する地域的な漁業管理のための機関及び枠組み並びに他の関係する政府間機関であつて、この条約の目的に適合し、かつ、これを助長する目的を有するものによつて採択される保存管理措置又は勧告を考慮する。

3 委員会は、その作業に貢献することができ、かつ、生物資源及びその生態系の長期的な保存及び持続可能な利用の確保について権限を有する政府間機関との作業上の協力関係を発展させるよう努めるものとし、この目的のために協定を締結することができる。委員会は、これらの政府間機関に対し、委員会又はその補助機関の会合にオブザーバーを送るよう招請することができる。委員会は、適当な場合には、これらの政府間機関の会合に参加することを求めることもできる。

4 委員会は、この条約の目的の達成のために既存の制度を可能な最大限度まで利用するため、他の地域的な漁業管理のための機関又は枠組みと協議し、及び協力するための適当な取決めを締結するよう努める。

この点に関し、委員会は、条約水域において取締りの活動を行うこれらの機関及び枠組みと当該活動に関する協力関係を確立するよう努める。

## 第二十二条 検討

1 委員会は、この条約の目的を達成するため、委員会が採択する保存管理措置の実効性及びその遵守の定期的な検討のための仕組みを設ける。この検討には、この条約の規定の実効性の検討を含めることができる。

2 委員会は、次の条件を満たす1に規定する検討の付託事項及び方法を決定する。

(a) 実施状況の検討に関する他の地域的な漁業管理のための機関における慣行を考慮に入れたものであること。

(b) 適当な場合には、補助機関の貢献を含むこと。

(c) 能力を認められた一又は二以上の者であつて委員会の構成国から独立したものの参加を含むこと。

3 委員会は、1に規定する検討の結果行われる勧告を考慮し、及び、適当な場合には、措置（保存管理措置及びその実施のための制度の適当な修正を含む。）をとる。当該検討の結果行われるこの条約の改正の

提案は、第二十九条の規定に従って取り扱う。

4 1に規定する検討の結果及び委員会によるその後の評価は、委員会に提出した後できる限り速やかに一般に入手可能なものとする。

#### 第二十三条 署名、批准、受諾及び承認

1 この条約は、二十二年四月一日から十二箇月の間、ソウルにおいて、北太平洋における公海漁業の管理に関する多数国間会合に参加した国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託政府である大韓民国政府に寄託する。寄託政府は、全ての署名国及び締約国に対し、全ての批准書、受諾書及び承認書の寄託を通報するものとし、千九百六十九年の条約法に関するウィーン条約及び国際慣習法に基づく他の任務を遂行する。

#### 第二十四条 加入

1 この条約は、前条1に規定する国による加入のために開放しておく。

2 この条約が効力を生じた後、締約国は、コンセンサス方式により、次のものに対し、この条約に加入す

るよう招請することができる。

(a) 他の国又は地域的な経済統合のための機関であつて、その漁船が条約水域において漁業資源に係る漁獲活動を行うことを希望するもの

(b) 条約水域の他の沿岸国

3 2に規定する招請に関してコンセンサスに参加しない締約国は、委員会に対し、書面によりコンセンサスに参加しない理由を提出する。

4 加入書は、寄託政府に寄託する。寄託政府は、全ての署名国及び締約国に対し、全ての加入について通報する。

#### 第二十五条 効力発生

1 この条約は、四番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託政府が受領した日から百八十日で効力を生ずる。

2 この条約の効力発生のための要件が満たされた後この条約の効力発生の日までにこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した締約国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この条約の効

力発生の日又はこれらの文書の寄託の日の後三十日を経過した日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 この条約の効力発生の日後にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した締約国については、この条約は、これらの文書の寄託の日の後三十日で効力を生ずる。

#### 第二十六条 留保及び適用除外

この条約については、留保を付することも、また、適用除外を設けることもできない。

#### 第二十七条 宣言及び声明

前条の規定は、国又は地域的な経済統合のための機関がこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の際に、特にその法令をこの条約の規定に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行った国又は地域的な経済統合のための機関についてこの条約を適用するに当たり、この条約の規定の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

#### 第二十八条 他の協定との関係

1 この条約は、この条約と両立する他の協定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国がこの条約に基

づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る。) を変更するものではない。

2 この条約のいかなる規定も、千九百八十二年条約又は千九百九十五年協定に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この条約については、千九百八十二年条約及び千九百九十五年協定の範囲内で、かつ、これらと適合するように解釈し、及び適用する。

#### 第二十九条 改正

1 この条約の改正案は、その審議を提案する会合の少なくとも九十日前に書面により委員会の議長に送付されるものとし、委員会の議長は、これを委員会の全ての構成国に速やかに送付する。この条約の改正案は、委員会の構成国の過半数が当該改正案の討議のための特別会合の開催を要求する場合を除くほか、委員会の通常会合において審議される。特別会合は、九十日前までに通報することによって開催することができる。

2 委員会におけるこの条約の改正の採択は、締約国がコンセンサス方式により行う。寄託政府は、採択された改正を全ての締約国に送付する。

3 改正は、寄託政府が全ての締約国から書面による承認の通告を受領した旨の通知に明記する送付の日の後百二十日で全ての締約国について効力を生ずる。

4 2の規定に従って改正が採択された後にこの条約の締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、当該改正を承認したものとみなす。

### 第三十条 附属書

附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、別段の明示の定めがない限り、「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

### 第三十一条 脱退

1 締約国は、いずれかの年の六月三十日以前に寄託政府に通告を行うことにより、その年の十二月三十一日にこの条約から脱退することができるものとし、寄託政府は、その通告の写しを他の締約国に送付する。

2 1に規定する通告が行われた場合には、他の締約国は、1の規定に従って行われた脱退の通告の写しを受領した時から一箇月以内に寄託政府に通告を行うことにより、その年の十二月三十一日にこの条約から

脱退することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十二年二月二十四日に東京で、ひとしく正文である英語及びフランス語により作成した。

附属書 漁業主体

1 漁業主体は、その船舶が漁業資源の漁獲を既に行っている場合又は当該漁獲を行う意図を有する場合に  
は、この条約が効力を生じた後、寄託政府に対し書面を送付することにより、この条約に定める条件に従  
う旨及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守する旨の確たる約束を表明することができ  
る。この約束は、当該書面の受領の日から三十日で効力を生ずる。当該漁業主体は、いずれかの年の六月  
三十日以前に寄託政府に書面による通告を行うことにより、その年の十二月三十一日に当該約束を撤回す  
ることができる。

2 1に規定する漁業主体は、寄託政府に対し書面を送付することにより、第二十九条3の規定によつて改  
正される条約に定める条件に従う旨の確たる約束を表明することができる。この約束は、同条3の規定に  
定める日又はこの2に規定する書面の受領の日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守する旨の確たる  
約束を1の規定に従つて表明した漁業主体は、委員会の構成国が負う義務を遵守しなければならず、ま

た、この条約の規定に従い、委員会の活動（意思決定を含む。）に参加することができる。この条約の適用上、「委員会」又は「委員会の構成国」というときは、当該漁業主体を含む。

4 この条約に定める条件に拘束される旨の約束をこの附属書に従って表明した漁業主体が関係する紛争を友好的な方法によって解決することができない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事者の要請により、常設仲裁裁判所の関連する規則に従い、最終的で、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。

5 漁業主体の参加に関するこの附属書の規定は、専らこの条約の目的のためのものとする。